



命 令 書

大阪市淀川区

申立人 Z 1
代表者 執行委員長 X 1

大阪市東淀川区

申立人 Z 2
代表者 執行委員長 X 2

大阪市北区

被申立人 Z 3
代表者 会長 Y 1

上記当事者間の平成21年(不)第29号事件について、当委員会は、平成22年9月8日の公益委員会議において、会長公益委員前川宗夫、公益委員井上隆彦、同池谷成典、同宇多啓子、同大野潤、同平覚、同野田知彦、同松尾精彦、同水田利裕、同三成賢次及び同八百康子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

Z 1

執行委員長 X 1 様

Z 2

執行委員長 X 2 様

Z 3

会長 Y 1

当会が、平成21年度賃上げに関する貴組合らとの団体交渉において、別の労働組合との間で、回答時期に差を設けたことは、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行

為を繰り返さないようにいたします。

2 申立人らのその他の申立てを棄却する。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求する救済内容の要旨

- 1 共同交渉において、他の労働組合と平等に取り扱うこと
- 2 謝罪文の掲示

第 2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、複数の労働組合が存在し、2つのグループに別れて、それぞれが被申立人と交渉をしている状況下で、被申立人が、①交渉の日程変更の申入れを同一グループ内のある労働組合にのみ行い、他の労働組合に行わなかったこと、②別のグループとの間で賃上げの回答時期に差を設けたこと、がそれぞれ不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 被申立人 Z 3 (以下「 Z 3 」という。)は、肩書地に事務所を置き、大阪府及び兵庫県内の生コンクリート製造会社等を会員とし、正常な労使関係の確立を目指し、会員の相互啓発、相互扶助により、連携と結束の強化を図り、以て会員各社の安定と発展に寄与することを目的とし、生コンクリート業界の構造改革事業実施に伴う諸問題等を取り扱う団体であり、その会員数は、本件審問終結時約70社である。

(甲 1)

イ 申立人 Z 1 (以下「 Z 1 」という。)は、肩書地に事務所を置き、運輸、建設関連及び一般労働者で組織する労働組合であり、その組合員数は、本件審問終結時約1,000名である。

ウ 申立人 Z 2 (以下「 Z 2 」といい、 Z 1 と合わせて、「申立人ら 2 労組」という。)は、肩書地に事務所を置き、セメント・生コン関連の企業で働く労働者で組織する労働組合であり、その組合員数は、本件審問終結時約40名である。

(2) 本件申立てに至る経緯

ア 平成10年春闘から同20年春闘においては、 Z 3 の会員各社の従業員の賃金改定等に関して、 Z 1 (又はその前身である Z 1')、 Z 2 (又はその前身である Z 2')、 Z 4、

Z 5 及び
Z 6 (以下、 Z 4 を
「 Z 4 」、 Z 5
を「 Z 5 」といい、この2つの労働組合と Z 6

を併せて、「別労組ら」という。また、申立人ら2労組と別労組らを併せて「5労組」という。)の5者が共同して、Z 3 との間で交渉を行った。

なお、Z 3 の会員各社の中には、申立人ら2労組の組合員と別労組らの組合員が並存している会社が複数存在する。

(甲4、甲16、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

イ 平成21年春闘においては、Z 3 の会員各社の従業員の賃金改定等に関して、申立人ら2労組が共同して、Z 3 との間で団体交渉(以下、団体交渉を「団交」という。)を行った。その団交日程の一部は、以下のとおりである。

- ①平成21年3月4日(以下「第2回共同交渉」という。)
- ②平成21年3月11日(以下「第3回共同交渉」という。)
- ③平成21年3月17日(以下「第4回共同交渉」という。)
- ④平成21年4月10日(以下「第7回共同交渉」という。)
- ⑤平成21年4月14日から同月15日(以下「第8回共同交渉」という。)
- ⑥平成21年4月17日(以下「第9回共同交渉」という。)
- ⑦平成21年4月24日(以下「第10回共同交渉」という。)

なお、同年春闘においては、Z 3 の会員各社の従業員の賃金改定等に関して、別労組らも、申立人ら2労組とは別に、共同して、Z 3 と交渉を行った。

(甲16、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

ウ 平成21年3月16日、Z 3 は、予定されていた第4回共同交渉の日程の変更を申し入れるのに当たり、Z 1 には直接、連絡を行ったが、Z 2 に対しては、連絡を行わなかった。

(甲16、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

エ Z 3 は、平成21年度賃上げについて、平成21年4月14日、別労組らに対し有額回答を行い、同月17日、申立人ら2労組に対し、同額の有額回答を行った。

(甲9、甲12、甲13、甲16、乙3、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

第3 争 点

1 第4回共同交渉の日程変更を Z 2 に知らせなかったことは、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。

(1) 申立人ら2労組の主張

Z 3 が Z 1 に対し、第4回共同交渉の日程変更について Z 2 に伝

達するよう求めたことがあったが、団交日程の変更という重要な事項は、Z3 自らが Z2 に連絡し、その了解を得るべきものであり、Z1 はその旨を Z3 に伝えており、日程変更の連絡を代わりに行うことを請け負った事実はない。この Z2 に対する Z3 の対応は支配介入に該当し、Z3 と Z5 を中心とする別労組らの異常な関係の反面として、Z2 を独立した団交の当事者として扱う意識の欠落から生じたものである。

ところで、本件の各争点を判断するに当たっては、Z3 と Z5 を中心とする別労組らの特別の癒着関係を踏まえることが必要である。Z3 は、Z5 及び Z4 に対し、多額の金額を貸し付けており、この元金は、10年以上の長期にわたって未収になっていることから、Z3 が実質的には労働組合の自主性を侵すレベルの経費援助を行っていると解される。このことは、Z3 が別労組らと癒着関係にあることを示すと同時に、その労使関係において、別労組らの要求を特別扱いし、申立人ら2労組と不平等な対応をなす重要な背景事情である。

また、近年は、この異常な癒着が拡大しており、Z5 の関係団体である Z7 からの出資、協力金の支出要請に応じ、Z3 は、規約に反してまで、反対を押し切り、採決を強行して、多額の金銭を送金するなどしている。

さらに、平成20年春闘交渉までは、申立人ら2労組及び別労組らの5労組が共同して交渉していたところ、同年4月頃締結された労使集団交渉の協定では、会員各社が直ちに輸送運賃を引き上げるとはなっておらず、Z3 が運賃引上げについての指針を出すとなっていたにもかかわらず、Z5 は、Z5 に属する従業員のいない会員各社に対して、運賃を同年4月より引き上げること等を求め、それに応じないとして、出荷妨害を行った。しかし、Z3 は、当該協定は運賃を直ちに引き上げる趣旨ではないことを承知しながら、Z5 の行為を放置しており、無批判、盲従する立場を取っている。

(2) 被申立人の主張

Z3 が Z2 へ連絡を欠いたのは、単なる Z3 のミスによるものであることは明らかで、そうであるが故に、Z3 はそのミスを認めて自ら速やかに謝罪文を出す等の対応を取った。また、Z3 が Z2 へ直接連絡しなかったのには、Z1 が日程変更について Z1 から Z2 に伝える旨述べたという経過がある。したがって、Z3 が申立人ら2労組の運営・活動を妨害しようとしたり、自主的決定に干渉しようとしたとは到底認められず、この点における Z3 の行為は支配介入に当たらない。

ところで、平成10年以降、申立人ら2労組及び別労組らの5労組と Z3 の間

で、労働条件等について交渉を行っており、Z3は、それぞれの労働組合と個別対応するのに比べて、様々なメリットが存するので、5労組の共同交渉を尊重してきた。平成20年春闘妥結後に労働組合側から、申立人ら2労組と別労組らに分かれて対応するとの申出があつて以降も、Z3は、5労組統一対応が原則であるとして、5労組同席での事務折衝等を求め続けてきた。

なお、平成20年春闘に関連して、申立人ら2労組から、Z5が会員各社に行った要請について見解を求められたことがあつたが、Z3は、会員各社に対し、Z5が会員各社に配付した申入書に関連して説明を行っており、仮にZ5が会員各社に対し要請活動を行ったとしても、会員各社からZ3に対し、特段の要請もなく、当該社が個別に対応しているものと認識していたことから、それ以上の対応を行わなかったものである。また、申立人ら2労組がZ3に対し、これまでの春闘の合意内容が周知徹底されていない会員各社への対応等を求めたことについて、Z3は誠実に応じてきたが、申立人ら2労組の理解を得ることはできなかった。

2 申立人ら2労組との共同交渉で、別労組らとの共同交渉では行った賃上げ回答を行わなかったことは、労働組合法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるか。

(1) 申立人ら2労組の主張

平成21年4月14日、Z3が別労組らに対し、有額回答を行いながら、同日行われた申立人ら2労組との第8回共同交渉で有額回答を行わなかったことには、正当な理由はなく、かかる行為は不誠実団交及び支配介入に該当する。

別労組らは、ニュースを発行し、別労組らが勝ち取った回答は、申立人ら2労組になされておらず、方針の誤りにより中小企業を危機に陥れ、組合員と家族の生活と権利を破壊した申立人ら2労組の幹部の責任は重いとし、別労組らに合流することを呼びかけるなどしたが、Z3が、申立人ら2労組に有額回答をしないことにより、別労組らが申立人ら2労組を攻撃することを認容していたことは明らかである。

また、第2回共同交渉では、申立人ら2労組とZ3は、統一交渉、統一回答、統一妥結を基本に進める旨確認している。

Z3は、申立人ら2労組に対して賃上げ回答をしなかった理由として、

Z8 (以下「Z8」という。)の経営方針に申立人ら2労組が賛同しなかったことをあげるが、そもそも一般的経営方針に対する賛否をもって、具体的な春闘回答をするしないの区別をすることは許されない。また、同月17日にZ3は申立人ら2労組に対し、別労組らと同額の賃上げ回答をしているが、この間、申立人ら2労組がZ8の経営方針についての意見を変更したことは

なく、 Z 3 の主張は失当である。

(2) 被申立人の主張

Z 3 が申立人ら 2 労組に対し有額回答を行った日と別労組らに対し有額回答を行った日に差があることは確かであるが、別途交渉を行っている以上、それぞれの交渉の進展に応じて、結果的に差異が生じることはやむを得ないことである。

申立人ら 2 労組は、第 3 回共同交渉までに、収支改善に向けた共同輸送、稼働率のアップ等の 7 項目の経営に関する要求を提出した。これらの要求事項は、別労組らが提出した 12 項目の要求と共に、主として大阪府内で生コンクリート製造業を行う会社の事業団体である Z 8 の理事会に付議され、決議されたところ、 Z 3 は、 Z 8 の決議は賃上げ原資の確保に関わる重要な方針であると理解認識し、申立人ら 2 労組と別労組らのいずれに対しても、 Z 8 の決議への同意を求めた。しかし、別労組らはこれに関し特段の異議を唱えなかった一方で、申立人ら 2 労組は異議を唱え、そのことが有額回答の時期の違いにつながったものである。具体的には、申立人ら 2 労組は、別労組らが要求した①値崩れの原因になっている限定販売（協同組合組合員による直接販売で、協同組合よりも安く販売できる）の廃止、②ブロック対応金（ Z 8 を構成する 6 ブロックそれぞれが独自に安く販売することができる方式）の廃止、③袋洗浄・土曜稼働（建設業者に対するサービス）の廃止の再確認、④ Z 8 と Z 9（以下「 Z 9 」という。）との関係について、反対、懸念を表明し、第 8 回共同交渉においても、袋洗浄・土曜稼働廃止や Z 9 との関係について同意が得られなかった。

また、 Z 3 は、第 8 回共同交渉以降、日を置かず交渉日を設定し、申立人ら 2 労組との交渉を継続し、平成 21 年 4 月 17 日には有額回答を行っており、 Z 3 の対応に不当労働行為に当たる点はない。なお、別労組らが本件に関連して発行した文書は、労働組合側発行の情宣文書にすぎず、本件の不当労働行為の成否とは関連のないものである。

第 4 争点に対する判断

1 争点 1（第 4 回共同交渉の日程変更を Z 2 に知らせなかったことは、労働組合法第 7 条第 3 号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア Z 3 の規約等について

(ア) Z 3 の規約には、次の規定がある。

「第 2 条（会員の資格）本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業者とする。

①生コンクリート製造業者は、大阪府下、兵庫県下の生コンクリート

協同組合に加入していること。

②生コンクリート輸送業者は、本会に加入している生コンクリート製造業者とのみ専属輸送契約を締結していること。

第3条（会員の区分）会員は次の各号により区分する。

①団体に加入するものを団体会員と称する。

②企業外労働組合を有する社をA会員と称する。

③企業内労働組合を有する社及び労組未組織社をB会員と称する。

第4条（目的・事業）本会は正常な労使関係の確立を目指し、会員の相互啓発、相互扶助により、連携と結束の強化を図り、以て会員各社の安定と発展に寄与することを目的とし、次の各号を扱う。

①大阪兵庫地域における生コンクリート業界の構造改革事業実施に伴う諸問題。

②会員全体に影響を及ぼす春闘・労働条件の改訂等の労働問題に関する諸施策の円滑なる推進。

但し（イ）本会はB会員各社の労働問題については取り扱わない。

（ロ）本会は会員各社の個別労働問題については取り扱わない。

2. 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

①各種研修会及び情報交換、調査等の事業。

②労務施策に関する事業。

③会員の相互扶助に関する事業。

④その他目的達成に関する諸施策。

3. （省略）

第5条（交渉権・妥結権の委任と交渉）第4条第1項の目的を達成するため、団体会員又はA会員は企業外労働組合との交渉権・妥結権を本会へ委任する。本会は企業外労働組合と交渉し、この交渉権・妥結権を行使する。但し、地域差・労組組織状況・経営内容等により団体会員又はA会員の申し出により、夫々の個別交渉は可能とする。 」

（甲1）

（イ）5労組と Z3 の間では、Z3 はA会員の交渉権及び妥結権を有する旨の条項を含む平成10年2月18日付けの交渉ルールに関する協定書が締結されている。

（甲4）

イ 第4回共同交渉の日程変更にかかる経緯

（ア）Z3 は、5労組に対し、平成21年2月13日付けの平成21年春闘の交渉に

関する文書を提出した。この文書には、5 労組の共同交渉ではなく、申立人ら 2 労組と別労組らの 2 グループに分かれて交渉したい旨の意思表示が 5 労組からあったが、Z 3 は、5 労組への統一対応を基本としており、例年どおりに 5 労組との統一交渉を開催したいとして検討を求める旨の記載があった。

しかし、結局、Z 3 との平成21年春闘は、申立人ら 2 労組と別労組らの 2 グループに別れて交渉が行われることになった。

(乙7の1、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

(イ) 平成21年3月4日に開催された第2回共同交渉において、Z 3 は、申立人ら 2 労組と別労組らで別々の交渉形態となったが、統一対応する旨述べた。

(甲11、甲16、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

(ウ) 第2回共同交渉において、申立人ら 2 労組は、①個社の収支改善のための共同輸送、総合応援体制の確立、②震災時に倒壊の恐れのある小・中・高校、病院の建替促進要請、③適正価格の指標となる具体的根拠（生産原価）を明確にした上での適正価格実現、④貸し渋り、貸しはがしをしないよう、金融機関への要請行動実施の4項目からなる生コン業界の取組についての要求を提出した。

また、第3回共同交渉において、申立人ら 2 労組は上記の4項目に加えて、①セメント価格の値上げに対する Z 3 としての正式な反対表明を行うこと、②再建中の会社に対しても春闘合意事項の履行は求めるが、これについては労働債権として確定させた上で個別交渉とすること、③雇用調整助成金の活用について労使委員会を設置の上、検討を進めることの3項目の要求事項を追加した（以下、これら合計7項目の要求事項を「本件7項目の要求事項」という。）。

(乙11の1、乙12、当事者 Y 1)

(エ) 平成21年3月16日、Z 3 の役員は、Z 1 の事務所を訪問し、Z 1 の役員と面談し、同月17日午後1時から開催が予定されている第4回共同交渉の延期を申し入れた。Z 3 は、延期理由について、申立人ら 2 労組の要求事項に関して、同日の Z 8 の執行部会での協議の後、同月24日の Z 8 の理事会で付議した上で回答をしたいと考えていることをあげた。

これに対し、Z 1 は、日程の変更には応じられないが、開始時刻を午後4時からとすることには応じられる旨返答した。

この席に Z 2 の関係者は同席しておらず、会談の終了前に、経営会の役員が Z 1 の役員に対し、開催時刻の変更について Z 2 に伝えてほしい旨述べ、Z 1 の役員からこれに応じる旨の発言もあった。なお、Z 1 は、Z 2 に対し、第4回共同交渉の開催時刻の変更等について連絡

したが、 Z 3 は、連絡をしなかった。

ところで、 Z 3 の会員のうち、 Z 8 に加入している会社がある。

(甲16、乙9、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

(オ) 平成21年3月17日、申立人ら2労組は Z 3 に対し、 Z 3 が第4回共同交渉の開催時刻の変更について、 Z 2 に通知しなかったことに関して、抗議した。なお、第4回共同交渉は、同日午後4時から、 Z 2 も出席して行われた。

(甲16、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

(カ) Z 3 は、申立人ら2労組に対し、平成21年3月25日付けの文書を提出した。この文書には、① Z 3 が Z 2 に対し、第4回共同交渉の開催時刻の変更について連絡しなかったことについて謝罪する、②本来は、交渉当事者である申立人ら2労組同席の下で、変更依頼をすべきところ、配慮不足から交渉の進行にも支障を来たしたこと等について謝罪する旨の記載があった。

(甲8、甲16、乙10、乙12、証人 X 3 、当事者 Y 1)

(2) 第4回共同交渉の日程変更を Z 2 に知らせなかったことは、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たるかについて、以下判断する。

ア Z 3 が申立人ら2労組との間の第4回共同交渉の日程変更を申し入れた際に、前記(1)イ(エ)認定のとおり、 Z 1 に対しては役員と直接面談したものの、 Z 2 に対しては連絡しなかったことが認められる。

イ Z 1 が Z 2 に対し団交の開始時刻の変更を通知したとしても、団交日程の変更という重要な事項は、 Z 3 自らが Z 2 に連絡し、了解を得るべきものであるとする申立人ら2労組の主張には、首肯すべき点はある。

しかし、 Z 3 は、 Z 3 が Z 2 へ直接連絡しなかったのには、 Z 1 が日程変更について Z 1 から Z 2 に伝える旨述べたという経過がある旨主張するところ、前記(1)イ(エ)認定のとおり、 Z 1 が日程の変更には応じられないが、開始時刻を午後4時からとすることには応じられる旨返答した後、 Z 3 の役員が Z 1 の役員に対し、開催時刻の変更について Z 2 に伝えて欲しい旨述べ、 Z 1 の役員からこれに応じる旨の発言があったことが認められる。また、前記(1)イ(オ)認定のとおり、第4回共同交渉は、当初予定された日の午後4時から、 Z 2 も参加して行われたのであるから、実際に、協議の進行に支障があったとはいえない。

さらに、前記(1)イ(カ)認定のとおり、 Z 3 は、申立人ら2労組に対し、この日程変更時の経緯に関して、「本来は、2労組同席の下で、変更依頼をすべきところ、配慮不足から交渉の進行にも支障を来たしたこと等について謝罪す

る」旨の文書を提出したことが認められる。

ウ 以上のことからすると、Z3 が Z2 に対し、第4回共同交渉の日程変更を知らせなかったことは、Z3 の単なる連絡上の不手際とみるのが相当であって、申立人ら2労組に対する支配介入に当たるとまではいえず、この点に関する申立てを棄却する。

2 争点2（申立人ら2労組との共同交渉で、別労組らとの共同交渉では行った賃上げ回答を行わなかったことは、労働組合法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 経営側に対する要求について

(ア) 申立人ら2労組からの本件7項目の要求事項について、平成21年3月24日、同月31日及び同年4月7日に開催されたZ8の理事会において、決議がなされた。その概要は以下のとおりである。

① 個社の収支改善のための共同輸送、総合応援体制の確立

(決議内容) 個社単位で収益改善に向け取り組む。

② 震災時に倒壊の恐れのある小・中・高校、病院の建替促進要請

(決議内容) 関係官庁に要請する。

③ 適正価格の指標となる具体的根拠（生産原価）を明確にした上での適正価格実現

(決議内容) 明示しない。

④ 貸し渋り、貸しはがしをしないよう、金融機関への要請行動実施

(決議内容) 関係官庁、金融機関に要請する。

⑤ セメント価格の値上げに対するZ3としての正式な反対表明を行うこと。

(決議内容) 言及する立場にない。

⑥ 再建中の会社に対しても春闘合意事項の履行は求めるが、これについては労働債権として確定させた上で個別交渉とすること。

(決議内容) ノーコメント。

⑦ 雇用調整助成金の活用について労使委員会を設置の上、検討を進めること。

(決議内容) 個社にて対応する。

(乙11の1、乙11の2、乙11の3、乙12)

(イ) 別労組らも、遅くとも平成21年3月下旬までに、12項目からなる生コン業界に係る要求を提出し、同月24日に開催されたZ8の理事会において、これらについて決議がなされた。この要求項目には、下記の4項目が含まれてお

り、その内容とこれに対する理事会の決議内容の概要は、以下のとおりである。

①値崩れの原因になっている限定販売（協同組合組合員による直接販売で、協同組合よりも安く販売できる）の廃止

（決議内容）ルール改善を含め管理体制を強化する。

②ブロック対応金（Z8を構成する6ブロックそれぞれが独自に安く販売することができる方式）の廃止

（決議内容）市況の動向をみながら、各ブロックを指導して、廃止の方向を目指す。

③袋洗淨・土曜稼働（建設業者に対するサービス）の廃止の再確認

（決議内容）協定どおり原則廃止であるが、検証委員会においてスピード化、スムーズ化を図る。

④Z8とZ9の協調関係の構築

（決議内容）業界としては望ましいと考えるが、現時点では無理である。

同年3月31日のZ8の理事会において、上記①及び上記②について、同年4月1日から廃止することが決定された。また、同月7日のZ8の理事会において、上記④について、決議内容を「特定の協組との協調は出来ないが、生コン業界全体としてあるべき姿を追求する。生コン業界全体の問題は、

Z10にて議論するよう要請する。」と変更した。

なお、Z9は、大阪府内等で生コンクリート製造業を行う会社の事業団体であるところ、Z3の会員のうち、Z9に加入している会社はない。

（乙11の1、乙11の2、乙11の3、乙12）

イ 第7回共同交渉以降の経過について

（ア）平成21年4月10日の第7回共同交渉で、Z3は、平成21年度賃上げが実施できる状況にないとして、有額回答をしなかった。また、交渉終了時に、次の交渉日は、同月24日に設定された。

（甲13、甲16、証人 X3）

（イ）平成21年4月14日午後1時頃から、別労組らとZ3との間で交渉が行われ、Z3は、同年度賃上げは月額15,000円とすること等を回答し、別労組らとZ3は、平成21年春闘に関して妥結した。

なお、Z3は、申立人ら2労組に対し、別労組らに有額回答をすることを事前に通知しなかった。Z3が別労組らへ有額回答を行ったことを伝え聞いた申立人ら2労組は、Z3に対し抗議し、早急に申立人ら2労組とも交渉するよう求めた。

（甲9、甲13、甲16、乙12、証人 X3、当事者 Y1）

(ウ) 平成21年4月14日午後5時頃から、同月24日に設定されていた日程を変更して、第8回共同交渉が行われた。Z3は、本日、申立人ら2労組に対し、平成21年度賃上げに関し有額回答できない旨述べた。申立人ら2労組は、別の労働組合に所属している従業員が混在している職場では、同一の職場で異なる賃上げ回答がなされている状況になっている等と指摘し、別労組らに有額回答をする一方で、申立人ら2労組に回答をしない取扱いを批判した。結局、申立人ら2労組とZ3は、同月15日午後0時から交渉を再開することになり、この日の交渉は一旦、終了した。

(甲12、甲13、甲16、乙1、乙12、証人 X3、当事者 Y1)

(エ) 平成21年4月15日午後0時頃から、第8回共同交渉が再開された。冒頭、Z3は、別労組らとの妥結内容を説明し、続いて、前日に申立人ら2労組に対し、有額回答できないと言った理由を述べるとして、①Z8は、今回、営業政策を変え、推進している、②Z9は、袋洗淨・土曜稼働の廃止を決定し、営業政策を変え、業界を強くする環境ができた、③申立人ら2労組も、業界として前進しようとする事では、やり方の違いだけであるから、意見を交わしていきたい等と述べた。

申立人ら2労組が、申立人ら2労組に対する回答も、別労組らへの回答と同じであるか尋ねたところ、Z3は、Z8の考える政策に理解が得られればそうなる旨述べた。申立人ら2労組は、第7回共同交渉では、Z3は原資がないからと返答しており、業界をよくする手法の違いと有額回答の問題とどういう関係があるのかと述べたところ、Z3は、考え方を否定されては回答できないと返答した。また、申立人ら2労組は、Z8の営業政策に関する意見は言ってきたが、営業政策を変えろと言ったことはなく、そういった問題と賃上げ回答をしないこととどういう関係があるのかと述べ、これに対し、

Z3は、意見を出すことはよいが、建設的な意見をお願いしたい旨返答した。申立人ら2労組は、我々は建設的なことをやってきており、ブロック対応、限定販売方式の廃止や土曜稼働・袋洗淨についても、相手のあることだから、検証する必要があるとの意見は言っているが、営業政策の決定に対する侵害は行っていない旨述べた。

Z3は、①Z8は業界を維持するために様々な決定をした、②申立人ら2労組においても、意見はあるものの、基本的に理解していただいている、③秩序を回復するため、お互い進む道を検証し、確認できれば、有額回答を含め回答したい旨述べた。

(甲12、甲13、甲16、乙2、乙12、証人 X3、当事者 Y1)

(オ) 平成21年4月17日、第9回共同交渉が行われた。Z3は申立人ら2労組に対し、同年度賃上げは月額15,000円とすること等を回答した。申立人ら2労組から賃上げの実施時期について疑義がある旨の発言等があったが、今後、春闘問題については、申立人ら2労組とZ3の代表交渉で行い、最終確認を共同交渉の場で行うことになった。

また、申立人ら2労組はZ3に対し、賃上げ回答を巡り、申立人ら2労組と別労組らとの間で回答日に差ができたことについて謝罪を求める旨述べた。

(甲12、甲13、甲16、乙3、乙12、証人X3、当事者Y1)

(カ) 平成21年4月24日、第10回共同交渉が行われた。申立人ら2労組とZ3は、平成21年度賃上げに関して、妥結した。また、申立人ら2労組はZ3に対し、別労組らとの間で差別対応があったとして見解を質したが、Z3は、議論の過程で時間的なずれは生じたが、差別とは考えておらず、謝罪するつもりはない旨返答した。

(甲12、甲13、乙12、当事者Y1)

ウ 別労組らの春闘共同ニュースについて

別労組らは、平成21年4月14日付けで、09春闘共同ニュースと題するビラを作成した。このビラには、「09春闘大幅賃上げ獲得!」、「原資確保のため3労組が団結」という見出しに続き、同日、別労組らが大幅賃上げを勝ち取ったと報じるとともに、「申立人ら2労組の組合員の皆さんへ」との見出しに続き、この賃上げは申立人ら2労組にはされていないと指摘し、「私たち3労組に合流し、共に闘うことを呼びかけます」と記載されていた。

(甲10、甲16、証人X3)

(2) 申立人ら2労組との共同交渉で、別労組らとの共同交渉では行った賃上げ回答を行わなかったことは、労働組合法第7条第2号及び第3号の不当労働行為に当たるかについて、以下判断する。

ア 一般に、使用者は、複数の労働組合の併存下においては、各労働組合に対し、それぞれ誠実に対応し、中立的な態度を取るべきであって、団交における労働組合の対応により、結果的に妥結時期等に差が生じることはあるにしても、回答内容や回答時期に差を設ければ、特定の労働組合の影響力を増大させ得ることからすると、合理的な理由なく、回答内容や回答時期に差を設けてはならないと解せられる。

イ そこで、本件の申立人ら2労組へのZ3の対応等についてみると、前記(1)イ(ア)から(ウ)認定のとおり、①平成21年4月10日の第7回共同交渉においては、Z3は、平成21年度賃上げが実施できる状況にないとして、有額回答

をせず、次回の交渉日を同月24日に設定したこと、②同月14日、Z3は、別労組らに対しては、月額15,000円の賃上げ回答をし、妥結したこと、③Z3は、この有額回答に関して、申立人ら2労組に対し、事前に通知しなかったこと、④申立人ら2労組は、抗議の上、交渉を求め、同月24日に予定されていた日程を変更して、同月14日午後5時頃から第8回共同交渉が行われたこと、⑤第8回共同交渉にて、Z3は、本日、申立人ら2労組に対し、有額回答できない旨述べたこと、がそれぞれ認められ、Z3が賃上げ回答に関して、申立人ら2労組と別労組らとの間で、異なる取扱いをしたことは明らかである。

ウ これに関して、Z3は、申立人ら2労組と別労組らのいずれに対しても、Z8の決議への同意を求めたところ、別労組らは特段の異議を唱えなかった一方で、申立人ら2労組は異議を唱え、そのことが有額回答の時期の違いにつながった旨主張する。

しかし、第7回共同交渉までに、Z3が申立人ら2労組に対し、有額回答の条件はZ8の決議への同意である旨明言し、交渉を行ったとする疎明はない。また、労働組合が使用者の経営方針に関し意見を述べることは、通常、あり得るところ、申立人ら2労組が、こういった意見の表明の域を超え、Z8の決議に反発し、営業に影響を及ぼし得るような抗議活動を行っていたとする疎明もなく、さらに、そもそも、このような状況下で、使用者の経営方針への賛同を、賃上げ回答の条件とすること自体も問題なしとはいえない。

加えて、第8回共同交渉からZ3が別労組らと同内容の回答をした第9回共同交渉までの経緯をみても、前記(1)イ(ウ)、(エ)認定のとおり、第8回共同交渉において、Z3は、「秩序を回復するため、お互い進む道を検証し、確認できれば、有額回答を含め回答したい」等と述べてはいるが、申立人ら2労組に対して、見解を異にする点について、具体的に譲歩や同意に向けての検討を求めたと認めるに足る疎明はない。さらに、Z3が有額回答をするまでの間に、申立人ら2労組がZ8の決議に関する見解を変更したとする疎明もなく、Z3が、第9回共同交渉にて、申立人ら2労組に有額回答をした理由は明らかでない。これらのことからすると、Z3が、Z8の決議への同意を有額回答の条件としていたかさえ疑わしく、この点に関するZ3の主張は採用できない。

エ なお、Z3は、第8回共同交渉以降、日を置かず交渉日を設定し、申立人ら2労組との交渉を継続し、平成21年4月17日には有額回答を行った点を挙げ、Z3の対応は不当労働行為に該当しない旨主張するが、Z3は、別労組らに有額回答をする一方、その直後の第8回共同交渉において、申立人ら2労組

に対しては、有額回答できない旨述べており、同一の対応を取らなかったことは明らかであるから、この主張は採用できない。

オ 以上のとおりであるから、Z3 は、合理的な理由なく、平成21年度の賃上げの回答時期について、申立人ら2労組と別労組らの間に差を設け、申立人ら2労組との団交に誠実に応じず、申立人ら2労組に対し支配介入を行ったとみるのが相当であって、かかる対応は、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

組合は、共同交渉において、他の労働組合と平等に取り扱うこと及び謝罪文の掲示を求めるが、主文1で足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成22年9月28日

大阪府労働委員会

会長 前 川 宗 夫 印